



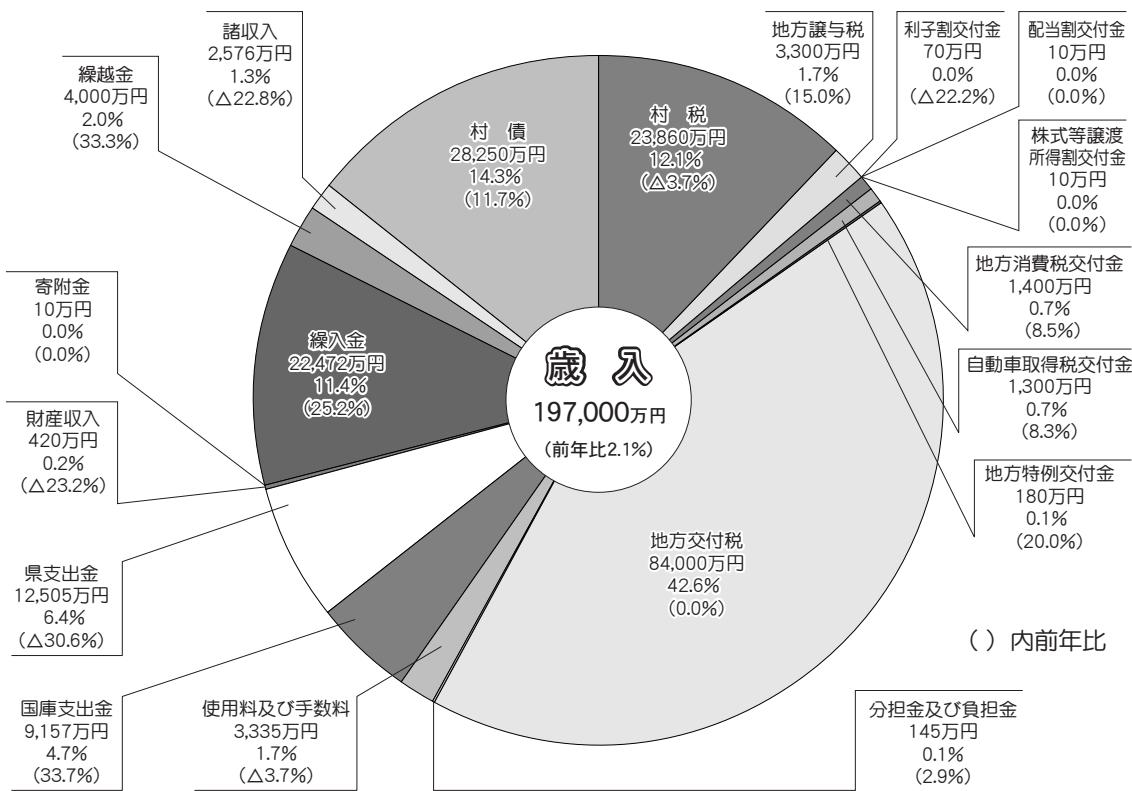
(前列：5代さくらの女王 後列：4代さくらの女王)

# 平成17年度

# 村の予算

平成17年度一般会計予算及び特別会計予算が新たな体制のもと、3月定例村議会に上程し、可決されました。

一般会計予算は、歳入歳出共、19億7,000万円となり、前年度当初予算に比べ額では4,000万円、率では2.1%の増となりました。



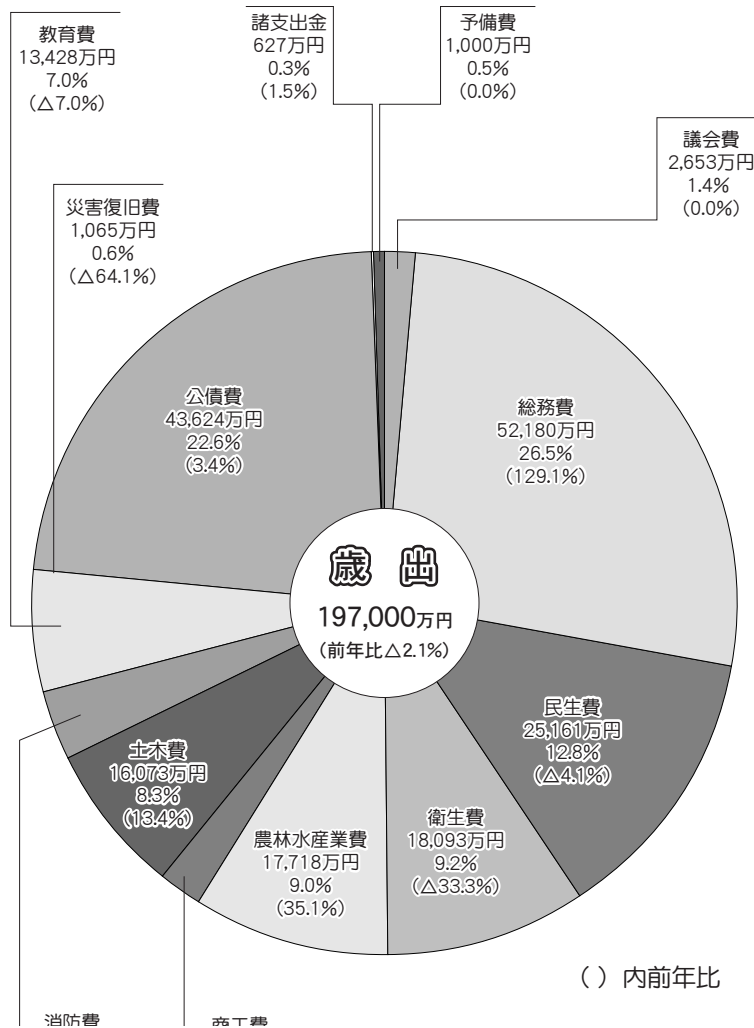
## 歳入

歳入では、村税が固定資産税の償却資産分と村民税の減収により減額、三位一体の改革により譲与税及び交付金の微増を見込みました。地方交付税は前年度並としましたが、臨時財政対策債は大幅に減りました。地方交付税は前年の繰入金及び起債は老朽化に伴う同報無線の改修事業のため増額、県支出金は補助事業の完了等により減額となりました。

一般会計の歳入内訳表

歳入	予算額 (単位:万円)	主な内容
村税	23,860	村民税○法人税○固定資産税○軽自動車税○村たばこ税○入湯税
譲与税・交付金	6,270	国・県税の一部を基準に基づき譲与・交付されるもの
地方交付税	84,000	県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賚らない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
分担金及び負担金	145	老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	3,335	CATV使用料○保育所使用料○牧場・家畜診療所使用料○村営・教員住宅使用料○博物館使用料○燃やすごみ処理手数料
国庫支出金	9,157	身体障害者保護費○児童手当○老人保健医療費○同報無線整備事業○合併浄化槽設置○林道、道整備交付金○民俗文化財伝承・活用事業
県支出金	12,505	身体障害者保護費○授産所施設事務費○電源立地地域対策交付金○地籍調査事業○廃止代替バス運行委託○在宅福祉事業○在宅介護支援センター運営費○福祉医療費○国保・老人保健事業○合併浄化槽設置○中山間地域等直接支払交付金○野生鳥獣共存の里づくり事業○林道開設・改良・舗装事業○造林・間伐事業○統計調査
財産収入	420	村有土地建物貸付収入○基金利子
寄附金	10	歌舞伎寄附金
繰入金	22,472	減債基金○公共施設等整備基金○森林整備基金
繰越金	4,000	前年度繰越金
諸収入	2,576	分収造林受託事業○授産所施設受託収入○砂利採取協力金○介護給付費
村債	28,250	過疎対策事業債○臨時財政対策債
計	197,000	

# 歳出



歳出では、施設整備等の投資的な事業費が一億四千三百二十五万円(三十一%)の増となりました。これは、同報無線の改修事業によるものです。この他に村道・林道の開設改良事業及び造林事業が昨年並に計画されています。

ソフト面では、都市へのPR事業、森と環境を考える委員会活動による森林づくり事業及び村の財政状況を研究する財政研究会が計画されています。

特別会計では、授産所特別会計が一般会計に編入され廃止となりました。

## 各会計予算概要

(単位: 万円)

会計	平成17年度当初予算額	平成16年度当初予算額	増減額	増減率(%)
一般会計	197,000	193,000	4,000	2.1
国民健康保険特別会計	13,079	11,731	1,348	11.5
診療所特別会計	11,156	12,754	△ 1,598	△ 12.5
村営水道特別会計	10,669	35,479	△ 24,810	△ 69.9
授産所特別会計	0	3,187	△ 3,187	皆減
老人保健医療特別会計	22,296	23,181	△ 885	△ 3.8
介護保険特別会計	15,298	14,194	1,104	7.8
合計	269,498	293,526	△ 24,028	△ 8.2

## 一般会計の費目別主要事業

歳出	予算額(単位: 万円)	主 なる 事業 名
議会費	2,653	○議会運営
総務費	52,180	○同報無線整備事業○農業委員会選挙○村外通勤者補助○交通安全対策○地籍調査事業○国勢調査○財政研究会
民生費	25,161	○高齢者生活福祉センター運営○在宅介護支援センター運営○介護保険事業○デイサービス運営・ヘルパー派遣委託○支援費事業○授産施設運営事業○保育所運営事業
衛生費	18,093	○各種検診事業○し尿・ごみ処理事業○合併浄化槽・生ゴミ処理機設置補助○環境パトロール○患者輸送車運行事業○下市場・落合地区簡易水道改良事業繰出金
農林水産業費	17,718	○獣害防止対策○家畜診療所運営事業○野生鳥獣共存の里づくり事業○林道開設・改良・舗装事業○造林・間伐事業
商工費	3,974	○観光情報の受発信○廃止代替バス運行委託○観光施設運営・管理・イベントの実施○商工会・観光協会補助○商工会商品券発行補助
土木費	13,522	○村道改良舗装事業○村営・公営住宅管理運営
消防費	6,307	○常備・非常備消防業務○山岳遭難救助業務○災害備蓄倉庫整備事業
教育費	11,112	○小中学校教育○高校通学補助○歌舞伎伝承事業○文化施設管理運営○文化史跡解説板・史跡マップ整備○公民館活動事業
災害復旧費	0	
公債費	45,031	○長期償還元金・利子
諸支出金	249	○基金利子積立
予備費	1,000	
計	197,000	

平成17年3月

# 大鹿村議会定例会報告

三月大鹿村議会定例会が三月八日から十六日まで、九日間の会期で開催されました。付議事件二十四件が上程され、全議案原案どおり可決されました。また、一般質問は、三人の議員からありました。

## 付議事件

**議案第一号** 大鹿村農業委員会定数条例の一部を改正する条例の制定について

・選挙により選出される農業委員の定数十人を七人にするものです。

**議案第二号** 大鹿村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

・役場職員の任免、職員数、勤務条件の状況などを公表する場合があります。定めるものです。

**議案第三号** 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・育児又は介護を行う職員の勤務時間を公務に支障がない範囲で変更できるように

するものです。

**議案第四号** 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議員の報酬を正副議長は十  
二%、委員長・議員は十%  
減額するものです。

**議案第五号** 特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・非常勤の委員等の報酬を二%前後減額するものです。

**議案第六号** 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

・特別職報酬等審議会委員を八人から五人に減らすものです。

の制定について  
・給料を村長二十%、助役、収入役、教育長は十八%減額するものです。

**議案第八号** 大鹿村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

・授産所特別会計を廃止し、一般会計へ計上するものです。

**議案第九号** 重度心身障害児福祉年金条例を廃止する条例の制定について

・国、県の制度の充実により年金支給をとりやめるものです。

**議案第十号** 敬老年金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・八十八歳の方への敬老年金を、五千円にするものです。

**議案第十五号** 平成十六年度大鹿村営水道特別会計補正予算(第三号)について

**議案第十六号** 平成十六年度大鹿村授産所特別会計補正予算(第三号)について

**議案第十七号** 平成十七年度大鹿村一般会計予算について

**議案第十八号** 平成十七年度大鹿村国民健康保険特別会計予算について

**議案第十九号** 平成十七年度大鹿村立診療所特別会計予算について

**議案第二十号** 平成十七年度大鹿村営水道特別会計予算について

**議案第二十一号** 平成十七年度大鹿村老人保健医療特別会計予算について

**議案第二十二号** 平成十七年度大鹿村介護保険特別会計予算について

**議案第二十三号** 長野県町村総合事務組合を組織する町村数の減少及び規約の変更について

・市町村合併により十町村の総合事務組合脱退の協議

**議案第二十四号** 下伊那土木技術センター組合規約の一部変更について  
・組合の業務内容の明確化をはかるため規約の変更

**議案第二十五号** 教育委員会委員の任命につき同意を求めらるるについて

### \*お知らせ

#### 教育委員会委員

前島委員の辞任によって欠員となっていた教育委員に遠藤由美子さんが議会の同意を得て任命されました。

任期は平成十七年四月一日から、平成二十年九月三十日までです。

### 一般質問

「松下 隆夫議員」

\*新首長として村政の取組について

(村長) 予算の大枠はできてきた、国県から事務を下ろしては極端なことではない。意



# 議 会 だ よ り

見箱は六箇所で、記名の上投函してもらいたい。懇談会は四月以降に日程を組みたい。

「熊谷 英俊議員」

\*大鹿村を発展させる会について。

（村長） この会の会長は「提言する団体」になりたいと言っている。時間をかけてじっくりと研究して欲しいし、もっと多くの人に周知するべきと思う。

\*若者の大鹿離れと定着策について

（村長） 子供の頃から村の歴史や文化を学んで欲しい。「外から働きに来ている人が多い」「買物物は村内で」などの話は承知している。そのことで住民が萎縮してしまわないようなムード作りが大切と思う。

「大島 伍一議員」

\*自立をめざす自治体の課題について

（村長） 財政事情はどこも苦しい。高齢者福祉は落とせないと思うが、若干の住民負担は伴っていくと思う。自主財源を求めていく必要を感じているし、村が一丸となつていくために村民の中に入って話し合っていきたい。

## 平成17年度 村の単独補助事業等の改正について

平成17年4月1日より、村が単独で行っている補助及び各種事業が次のように改正されます。

事業名	16年度	17年度
村外通勤費補助	月額 18,000円	月額 15,000円
し尿処理運搬費	滝沢から飯田の竜水園までの運搬料を全額村負担	くみ取り料の値上げにより一部利用者負担 (18円 142円→150円)
粗大ごみ運搬・処分費	全額村負担	全額有料化 (年2回のうち2回目から実施)
国民健康保険無給付世帯還元報奨品	国保で1年間医療機関にかからなかった世帯報奨品 5,000円	報奨品 3,000円
寝たきり老人等介護慰労金	月額 8,000円	月額 5,000円
心身障害者福祉年金	年額 30,000円	廃止
高齢者祝金	88歳と99歳以上 年額 10,000円	88歳 年額 5,000円 99歳以上 年額 10,000円
単独介護用品支給事業	介護保険認定者のベッド・車椅子リース料の全額補助	廃止
ヘルスクリーニング負担金	40・50・60歳該当者は無料	30・40・50・60歳該当者は無料
基本検診負担金補助	70歳以上は無料	廃止 (1回1,000円の負担)
各種ガン検診	70歳以上は無料	廃止
脳ドック受診補助	40・60歳該当者 1回 30,000円	40・60歳該当者 1回 25,000円
有害鳥獣駆除報償金	鹿 1頭 10,000円	鹿 1頭 9,000円
農業用廃プラ処理補助	1Kg 16円	廃止

## 平成17年度予定事業

担当課	担当係	事業名	工事箇所
総務課	行政係	高機能情報通信対応防災無線(固定系)通信設備整備事業	村内
産業建設課	管理係	地籍調査事業	上蔵地区
"	農林係	流域森林総合整備事業	村有林
"	商工観光係	水車改修工事	ビガーランド
"	建設係	村単牧道維持工事	黒川牧道
"	"	林道開設事業	林道大萱線 (大萱)
"	"	林道防災事業	林道中峰黒川線 (上金)
"	"	村単林道防災工事	林道鳥倉線
"	"	村単林道交通安全施設工事	林道鳥倉線
"	"	村単道路改良事業	村道梨原線 (梨原)
"	"	"	村道河合線 (河合)
"	"	"	村道沢戸線 (沢戸)
"	"	"	村道釜沢中央線 (釜沢)
"	"	"	村道中峰線 (沢井)
"	"	"	村道川久保線 (するぎ)
"	"	"	村道沢井線 (沢井)
"	"	村単道路防災事業	村道沢井線 (大ナギ)
"	"	"	村道赤石線 (三正坊)
住民課	生活環境係	国道改良に伴う配水管布設替工事	下市場二・下青木・落合
"	住民係	戸籍システム更新	大鹿村役場
保健福祉課	福祉係	保育所耐震診断業務委託	大鹿保育所



# 平成十七年 人事異動

## 小学校関係

転入

片瀬 月子

(松本市立開明小学校)

清水 隆夫(豊丘南小学校)

転出

大内 敏樹(伊賀良小学校)

金丸 恵子(川路小学校)

## 中学校関係

転入

齋藤 慎一(榑川中学校)

川上 陽一(飯島中学校)

正谷 晴邦

(塩尻市立丘中学校)

田中 冬輝

(長野市立東部中学校)

転出

吾妻 秀一

(伊那教育事務所)

主幹教育支援主事

上松 英樹

(箕輪工業高校)

坂口 岳春

(松本市立山辺中学校)

松下 照子

(豊丘北小学校)

## 役場関係

退職

吉田枝利子

(住民課住民係長)

派遣解除

足助 義則

(社会福祉法人大鹿村社会福祉協議会への派遣を解く)

異動

産業建設課建設係長

森上 安弘

(総務課税務係長)

総務課税務係長

岩間 洋

(産業建設課建設係長)

住民課住民係長

足助 義則

臨時職員退職

伊東 博文

(患者輸送車運転手)

大前 利明(中学校用務員)

臨時職員採用

患者輸送車・スクールバス運

転手

毛利 雅行

中学校用務員

前田 隆

授産所指導員

伊東 直子

古川 一成

## 教育委員会関係

退職

間瀬 公夫

(教育長)

異動

教育長職務代行者

大島 博人

(教育委員会事務局長)

## 国土交通省

天竜川上流河川事務所

小渋川砂防出張所

(出張所長)

転出

中島 一郎

(富士砂防事務所 工務課長へ)

転入

鈴木 豊

(中部地方整備局 河川部河川工事課より)

転出

阿部 泰三

(飯田国道事務所 経理課へ)

転入

井深 浩之

(中部地方整備局 総務部経理課より)

転入

井深 浩之

(中部地方整備局 総務部経理課より)

## 小渋川治山事業所

(主任)

転出

小田切英市

(姫川治山事業所 主任へ)

転入

上西 美樹

(林野庁森林整備部整備課より)

## 消防団関係

平成十七年度大鹿村消防団人事は、次のとおりです。

幹部

団 長

松尾 勲

副団長

小塩 宗樹

分団長

山口 直人

副分団長

筒井 健一

副分団長

足助 義則

機関長

板山 浩

ラツパ長

田中 康啓

救護長

葛西 孝一

第1班長

後藤 慎治

第2班長

紙谷 雅幸

第3班長

下原 孝生

新入団員

木下 雅志

相沢 正昇

小原 祐哉

山門 宏一

下澤 寛

協力員

森下 隆

## 意見箱の設置について

中川村長の施政方針の一つとして、村民の皆さんから、村政に関するご提案、ご要望ご質問などをお寄せいただくために、村内六箇所に意見箱を設置しました。お寄せいただいた内容について、これからの村づくりを活用させていただきます。皆さんのお考えなどを直接村に伝える良い機会ですので、お気軽にご利用をお願いします。

なお、意見の投稿については、投稿される方の氏名、住所、連絡先は必ず記入して下さい。無記入の場合、開封しませんのでご注意ください。この意見箱の目的に沿った、建設的なご意見をお待ちしています。

設置場所：引の田農村公園(上青木)・上蔵消防詰所・小渋バス停・塩河バス停・公民館東部地区館・大栗消防詰所



## 平成17年4月1日から 里道・水路(旧法定外公共物)の管理者が変わります

道路・水路としての  
機能を失ったもの



財務省(財務局・財務事務所・出張所)  
の管理となります。

道路・水路の機能を有して  
いる法定外公共物は、各市  
町村の管理となります

境界確定や売払申請等は、直接財務省(財務局・  
財務事務所・出張所)で行うことになります。

なお、公図・現況等では財産管理者が明確でない  
ため、まず財産の所在する各市町村にて確認してく  
ださい。(大鹿村役場産業建設課管理係(39-2001)  
へお問合せ下さい。)

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は  
準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして  
「里道」「水路」があります。これら法定外公共物  
のうち機能を喪失しているものについては、平成17  
年4月1日以降各財務局に引き継がれることになり  
ました。

照会先  
関東財務局長野財務事務所 管財課  
TEL 026-234-5123

### 国道二五二号 新小洪橋の アンケート結果について

新しい小洪橋のアンケートにご協力いた  
だきありがとうございます。集計の結果  
左記のとおりとなりました。

橋の名称：『新小洪橋』  
高欄の色：『こげ茶色』

集計内容は以下のとおりです。

『橋の名前』 235票の内訳

・新小洪橋 190票(80.9%)

・赤石橋 16票(6.8%)

・小洪橋 6票(2.6%)

・以下2票

小洪大橋、小洪新橋、赤石岳が見え  
る橋、秋葉橋

・以下1票

新小洪大橋、小洪栄橋、赤石小洪橋、

赤石大橋、赤石望橋、赤石山眺橋、

はるか赤石のぞみ橋、南アルプス橋、

アルプス橋、望岳橋、浜南かけ橋、

清流大橋、大鹿大橋、日本真中橋、

紅葉橋

『高欄の色』 221票の内訳

・こげ茶色 196票(88.7%)

・赤色 12票(5.4%)

・ねずみ色 2票(0.9%)

・以下1票

錆色、薄こげ茶色、チョコレート色、

赤レンガ色、濃いワイン色、青色、

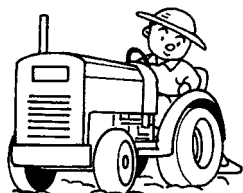
水色、緑色、薄緑色、銀色、濃紫色

産業建設課

農繁期を迎え、農業機械の利用が多くなるこの時期に  
農作業の安全に対する意識を高め  
農作業事故防止に努めましょう。

#### 重点注意事項

- \*乗用型トラクターは安全フレーム・安全キャブを装着しまし  
ょう。
- \*農業機械・施設の日常点検整備の励行と点検作業中におけ  
る事故に注意しましょう。
- \*刈払機使用時には保護メガネ等保護具を着用しましょう。
- \*高所作業中における転落事故を起さないように気をつけま  
しょう。
- \*農耕車で道路を走行するときは前照灯を点灯しましょう。  
又、夜光反射材を装着しましょう。
- \*労働災害保険、任意保険等へ加入し  
ましょう。
- \*安全な運転操作と周囲の安全確認  
を徹底しましょう。



大鹿村農業委員会

### 「平成17年度 水質検査計画」 について

水道法による水質検査計画を策定しました。  
大鹿村行政のホームページに記載しました  
のでご覧ください。

URL <http://www.vill.ooshika.nagano.jp/>

現在までも、月1回水系ごとに水質検査をし  
ており、水質は概ね、基準値の10分の1以内であ  
り、良質で安全な水  
であるといえます。

今後は水質検査の  
結果も報告します。



きれいな水にして  
ご家庭にお届けします。

住民課生活環境係

# 税 務 だ よ り

平成17年4月号

## 大鹿村の村税等の課税月について

### 村税等課税月一覧表

税目 \ 課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
個人 村県民税 (普通徴収)			1期			2期	3期					4期	年4回
個人 村県民税 (特別徴収)	11期	12期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	毎月
固定資産税		1期		2期				3期			4期		年4回
軽自動車税	1期												年1回
国民健康 保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月

\*個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で、毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。

(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。)

\*国民健康保険税は、4月から6月まで暫定、7月に本算定となり年間の額が確定されます。



# 国保に加入する方

## ココがポイント!!!

職場の健康保険に加入している方などを除いて、  
みなさん国保に加入します。

国保に加入するのはこんな方たちです

お店などを経営している  
自営業の方



パート・アルバイトなど  
をしていて職場の健康保  
険に加入していない方



農業や漁業などを営んで  
いる方



退職して職場の健康保険  
をやめた方



外国籍の方も国保に加入しなければなりません

外国人登録していて、1年以上日本に滞在する、  
と認められた場合は国保に加入します。市区町  
村の担当窓口へ届け出てください。

## 加入は世帯ごとに行います

国保では一人ひとりが被保険者となります。  
ただし、加入は世帯ごとで行い、届け出や保険  
税の納付は世帯主が行います。

こんなときは

# 必ず14日以内に届けを出しましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に 加入する とき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者ではなくなったとき	被扶養者ではなくなった理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を やめると き	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合 は、加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印かん、保護開始決定通知書
	外国籍の方がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
そ の 他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん、年金証書
	同じ市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、印かん、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）、印かん

●届け出に必要なものは、記載されているもの以外に必要な場合があります。

**国民健康保険税額は… 前年度の所得と固定資産税等をもとに算出されています。**

(注) …住民税の申告をされていない方（未申告）は、減額措置(所得額等により 7・5・2割軽減を実施)  
をとることはできません。

自己判断で収入額が少ないからといって申告をされないと本来の計算がなされない場合がありますの  
で、住民税の申告は必ず行うようにしましょう。

# 国民年金からのお知らせ

## 1 国民年金保険料は月額13,580円に

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は、月額13,580円です。

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年月額で280円引き上げられる予定です。なお、引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します

## 2 国民年金保険料の口座振替割引制度が拡充されます

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です。

さらに、お得な割引制度が選べるようになりました。

### (1) 保険料を前納される方は、口座振替にすると、さらにお得です！

口座振替での前納は、1年度分または6ヶ月前納（4月～9月分、10月～3月分）の前納をお申込みいただくことができます。

17年度分の保険料を一括して前納すると、

現金払いでは、2,890円の割引、

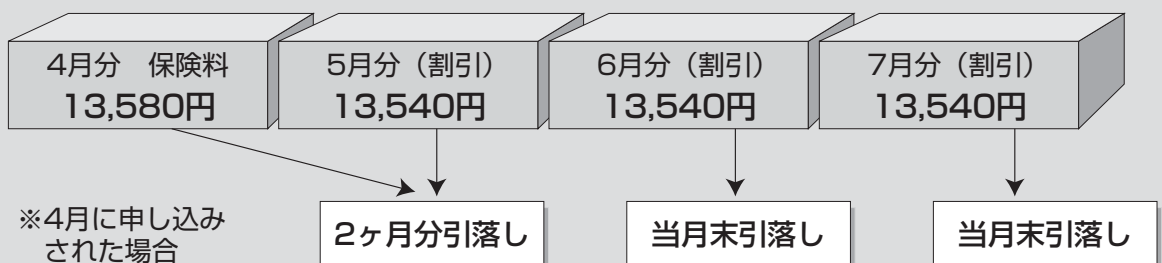
口座振替では、3,420円（530円増）の割引となります。

（6ヶ月前納すると、現金払いで660円、口座振替で930円の割引となります。）

### (2) 月々の保険料も口座振替の早割制度にするとお得です！

月々の保険料を口座振替の早割（当月保険料の当月末引落し）で納付すると月額40円の割引となります。

#### ● 口座振替で早割にすると



早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と40円割引された保険料）が引落としとなり、その後の毎月の保険料が40円割引ととなります。

口座振替による早割をご希望の方は、社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局へ申し込みをしていただく必要があります。

（すでに口座振替により納付されている方も、申し込みが必要です）

## 過去の届出を忘れていませんか？

会社員・公務員などに  
扶養されている配偶者の皆さん

### 過去の届け忘れはこれまでは2年前がさかのぼれる限度でした

配偶者の勤め先や社会保険事務所に申し出る事で第3号被保険者に該当する全ての期間について認められます。届出を忘れていた期間のある人は、この機会に承認してもらいましょう。

## 学生納付特例制度

### 受けられる方は毎年度申請が必要です

平成17年度4月から全ての各種学校（1年以上の過程に在籍されている方）が対象となりました。

申請される方は……学生証の写しまたは在学証明書・年金手帳・印鑑を持って役場年金窓口で手続きしてください。

メリット……学生納期特例制度の承認を受けた期間は年金の受給資格期間に算入されます。（ただし、年金額には反映されません）また、10年の間に保険料を納付すれば満額の老齢基礎年金を受けることができます。

### 税の納付は口座振替で!!

安全で便利な振替納税ー今やキャッシュレス時代。振替納税(口座引き落とし)は、現金を持ち歩く必要がなく安全で大変便利です。

うっかり納税を忘れてしまうこともなく、納税した事が預貯金通帳にも記載されます。

手続きは簡単です。村内の場合はJAみなみ信州大鹿支所・鹿塩支所、大鹿郵便局、鹿塩郵便局、飯田信用金庫大島支店の各金融機関の窓口、又は村役場税務係にお申し出下さい。

現在村税をはじめ、その他の料金等を口座振替されている方は課税当初に発行される納付書等により月々の振替額をご確認いただき、振替日2～3日前までに口座に準備をお願いいたします。なお、毎月ごとの領収書は発行されませんので、金融機関の通帳を記帳していただき、ご確認をお願いします。

『お勧めします。安全で便利な振替納税を!』

### 個人住民税の納付について

個人住民税は、前年（1月1日から12月31日まで）の所得額を基礎として計算され、納付方法は個人が年4回に分けて納付する普通徴収と、会社に勤務されている方で会社から給与天引きされる特別徴収の2つがあります。（住民税はどちらも6月が1期になります。）

会社を退職された場合には、会社から退職の申請書が村に提出されるか、ご本人の申請により普通徴収に切り替えます。この申請が遅れますと、普通徴収の税額に大きく影響いたしますので、会社を退職されて次の会社にもそのまま特別徴収を継続できる方以外は、村役場総務課税務係までお早目にお知らせくださいますようお願いいたします。

また、新たに就職をされた場合には、会社側に申請をしていただければ特別徴収に切り替えることができますので会社にご相談ください。

## 転入転出時等に本人確認をさせていただくようになります

全国的に本人でない人が勝手に他人の住民票を異動し、本人になりすまし金融会社から融資を受けたり、クレジットカードを作る等の悪質な犯行が急増しています。

平成17年10月1日から全国的に住民異動時に本人確認をすることになりました。大鹿村の近隣町村ではこれに先立ち、5月1日から本人確認をします。

**対象となる異動** \* 転入届・転出届（転居・世帯変更届についても確認する場合があります）

**本人確認の対象者** \* 役場に届出書を持参した者（届出人又はその代理人もしくは使者）

**本人確認の方法** ① 住民基本台帳カード又はパスポート・運転免許証等の公官庁が発行した証明書  
② その他村長が認める書類

\* 郵送による届出の場合は①・②に該当するコピーを同封する

**本人確認ができなかった場合**

届出を受理した上で届出本人に対して届出を受理した旨の通知をする場合があります。

# お知らせ

## 緊急防災(役場)ヘリポートが完成しました

この度、役場庁舎横(旧駐車場)にヘリポートが完成しました。

大西公園ヘリポートとの併用により、救急や災害時の緊急ヘリポートとして今後の活用が期待されます。

このヘリポートは診療所からの迅速な搬送を念頭に置き、診療所により近くに設置されたため、国道に隣接しています。ヘリコプターの離着陸時にはかなりの風圧があり、大変危険ですので、次の事項に注意してください。

(1)ヘリコプター離着陸時には、ヘリポートの南北に設置された「注意信号」が点滅しますので、必ず村道(旧道)へ迂回してください。

(2)万が一進入してしまった時は、ヘリコプターが離陸するまで安全な場所まで、停止してください。また、付近に誘導員が居る場合は誘導員に従ってください。

(3)平日は(土日祝祭日を除く)、

信号の点滅の他「迂回」をお願いする看板が立てられます。



▶新落合橋脇に設置された「注意信号」。普段は点滅していません。ヘリコプターが接近すると、点滅します。

車両が通行している場合は、ヘリコプターが着陸できないことがありますので、ご協力をお願いします。

## 第五代大鹿 さくらの女王決定

南信州在住の女性の中から大鹿村の親善大使として村のPRにご活躍いただくお二人を選出する「第五代大鹿さくらの女王選出大会」が三月六日(日)大鹿村交流センターで開催され、村外より応募された五名の中から飯田市在住の代田ルミさんと西浦裕実さんお二人が選ばれました。



代田ルミさん



西浦裕実さん

任期は平成十七年度から十八年度の二年間でこの四月十六日(土)に開催する平成十七年大鹿さくら祭りでお披露

目となります。選出大会は、第四代女王の木下真美さんと吉川怜子さんの司会で進められ、村民他五十名ほどの観客の中審査委員長他六名の審査員からの質問にも緊張しながらハキハキと応える出場者の姿が印象的でした。

審査委員長である小野貞次大鹿村さくらの会会長も「皆さん大変魅力的な方々で選出については非常に苦慮した。誰も落とすたくない気持ちで審査員一同大変苦しんだ」と審査の難しさを漏らす一幕も。

選ばれたお二人は「これから大鹿村のPRに全力でお手伝いしたい(代田さん)」、「大鹿村の素晴らしさを自分自身で感じ、多くの方に伝えたい(西浦さん)」と熱く語っていました。

応募された全ての皆様に深く感謝を申し上げます。新女王お二人が二年間楽しく活躍されますように、村民の皆様からのご声援をお願いいたします。



## コミュニティ助成事業で太鼓が導入されました

宝くじの普及広報事業の一環で、平成十六年度コミュニティ助成事業の補助を受け、太鼓を整備しました。

この事業は財団法人自治総合センターの宝くじの普及広報を目的に、市町村や地域のコミュニティ組織を対象に助成金が交付されるものです。



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。



## 憲法週間を迎えて

### 裁判員制度の 施行に向けて

五月三日は憲法記念日です。裁判所では、毎年、この日を中心とした五月一日から七日までを「憲法週間」として、法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などいろいろな行事を行っています。

さて、皆さんも「裁判員制度」という言葉を聞いたことがあると思います。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判官と一緒に裁判を行う制度です。



裁判員の参加する裁判用のモデル法廷（最高裁判所において検討中の一案です。）

原則として裁判官三人と裁判員六人が刑事裁判の審理に立ち会い、審理後、裁判員と裁判官が、証拠に基づいて、

被告人は有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを議論し、決めます。裁判員裁判の対象事件は、殺人や強盗殺人など国民の皆さんの関心が特に高い重大事件です。平成二十一年五月までに始

まるこの制度は、国民の皆さんのご協力がなくては成り立たない制度です。今年、全国各地で行われる憲法週間記念行事においては、裁判員制度を国民の皆さんに理解していただくための催しも企画されています。是非ご参加いただき、裁判や裁判員制度について知るための機会にしたいです。催しについては、最寄りの裁判所に直接問い合わせさせていただくか、裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) の各地の裁判所のホームページから最寄りの裁判所を選択し、「お知らせコーナー」をご覧ください。

裁判員制度については、最高裁判所ホームページの「裁判員制度」コーナーや「裁判所の案内／広報」でもご紹介していますので、是非ご覧ください。

## 「フラット35」は、 住宅金融公庫がバック アップする民間金融機 関の長期固定金利の 住宅ローンです

- 最長三十五年間の長期固定金利
- 融資限度額最高五千万円
- 保証料〇円、繰上返済手数料〇円

○住宅の質を確保  
○中古住宅の取得も対象となります  
詳しくは、住宅金融公庫のホームページをご覧ください。か、最寄りの公庫支店までお問い合わせください。

住宅金融公庫ホームページ  
<http://www.jyukou.go.jp/>  
住宅金融公庫北関東支店  
フラット35・ほっとライン  
☎〇二七―二三二―六〇〇〇

## 平成十八年歌会始の お題及び詠進歌の詠進要領について

### 一、お題 「笑み」

\*笑の文字を使用していれば結構です。「笑わらひ」も差し支えありません。

### 二、詠進要領

- ①お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。
- ②書式は、半紙を横長に用い、図のように縦書きで記入してください。
- ③用紙は半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合はこの限りではありません。
- ④病気又は身体障害のため毛筆で自書することが出来ない場合は次によること

きます。

ア 代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

### 三、注意事項

- ①お題を詠み込んでいない場合



②一人で二首以上詠進した場合

③すでに発表された短歌と著しく類似した短歌等

### 四、詠進の期間

お題発表の日から九月三十日まで（消印有効）

### 五、郵便のあて先

〒一〇〇―八一―一 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

### 六、その他

詳しい内容は、役場総務課にチラシがございますのでお問い合わせください。

書式図（横長）

お題「笑み」	×××××××× ××××××××
〒	(山折)
住所	
電話番号	
氏名	
ふりがな	
職業	
生年月日	



あんなこと  
こんなこと

# カメラリポート



▲ 3月26日 歩け歩け大会



◀ 4月3日 消防団新入団員・幹部・協力員任命式



◀ 4月5日  
中学校入学式



▶ 4月5日  
小学校入学式



◀ 4月4日  
保育所入園式

## 村の行事予定

4月下旬～7月中旬)

### 4月

- 下旬 李花の祭り (信濃宮神社)
- 21日 廃プラスチックの回収
- 26日 育林祭 (大池高原)

### 5月

- 下旬 埋め立てゴミの回収
- 3日 大鹿歌舞伎春の定期公演 (大河原 大磧神社)
- 10日 ビン類・ペットボトルの回収
- 12日 廃プラスチックの回収
- 17日 空き缶と鉄類の回収
- 19日 チラシ・雑誌等の回収
- 26日 廃プラスチックの回収
- 31日 その他プラスチックの回収

### 6月

- 上旬 大鹿村登山口開山式
- 上旬～下旬 ヒマラヤの青いケシ (大池高原)
- 下旬 ブルーベリー狩り (村内各地 7月中旬まで)
- 7日 その他紙の回収
- 9日 廃プラスチックの回収
- 14日 空き缶と鉄類の回収
- 23日 廃プラスチックの回収
- 28日 新聞紙の回収

### 7月

- 5日 ビン類・ペットボトルの回収
- 7日 廃プラスチックの回収
- 12日 空き缶と鉄類の回収